

## テクノポリスセンター地区新設小学校 校歌・校章作成コンセプトについて

## 1 校歌・校章の作成方針について【前回までの協議事項】

## (1) 作成の考え方

校歌・校章は、児童・保護者・地域等の帰属意識や連帯感を高めるなど、学校を象徴するものとして作成されていることから、開校に向けた機運を醸成しつつ、新設小への愛着、親しみ、誇りなどを持つことができるよう、児童・保護者・地域等の意見を伺いながら作成する。

## (2) 作成時期

校歌・校章ともに開校前に作成する方向性とする。

(校章は令和2年8月頃、校歌は令和3年2月頃を目途に作成)

## (3) 作成の主体者

市教育委員会事務局内に「校歌・校章作成ワーキンググループ」を設置し、当ワーキンググループを通じて作成の考え方などを「作成コンセプト」としてまとめ、「清原地区新設小学校開校準備委員会」からの意見を聴取した上で、専門家等に作成を依頼し、最終的には教育委員会で承認する。

## 【参考】校歌・校章作成ワーキンググループの概要

## ①設置目的

新設小学校の校歌・校章の作成に係る具体的なコンセプトの検討や、作成を行う専門家等の選定・依頼、作品の素案の確認・修正等を行うにあたって、音楽・美術関係の指導主事による専門的な意見、地域等の実情を踏まえた学校からの意見を反映させるために、ワーキンググループを設置する。

②設置時期 2020（令和2）年1月～2021（令和3）年3月 予定

## ③構成員

- ・市教育委員会事務局教育企画課 指導主事，係長，担当
- ・市教育委員会事務局学校教育課 音楽担当指導主事，美術担当指導主事

※清原中央小学校との連携を行う上で、WGに以下の準構成員を置く。

清原中央小学校 副校長，主幹教諭，音楽担当教員，図画工作担当教員など

## ④役割

作成コンセプト（案）の検討，専門家等の選定，作品の確認・調整 など

## (4) 作成に係る経費

市予算の範囲内で作成する。（令和2年度当初予算）

## 2 校歌・校章の具体的作成コンセプト（案）について

※別添1，別添2のとおり

## 新設小学校の校章作成コンセプトについて

### 1 校章とは

- ・ 校章とは、学校を象徴する記章であり、校旗を主として様々な場面で活用されている。
- ・ 校章は、学校の設置要件ではなく、作成にかかる根拠法令等もないが、児童・保護者等の帰属意識や連帯感を高めるため、慣習的にほとんどの学校で作成されている。
- ・ 市内の校章には、植物等をモチーフに、学校名と市章をデザイン化されたものが多いが、教育目標や児童への願いなどをデザイン化したものもある。

#### 【参考】市内の小学校の校章 対象：59校

基本構成		その他	
意匠+校名	55校 (93.2%)	植物モチーフ	35校 (59.3%)
意匠のみ	4校 (6.8%)	市章あり	29校 (49.2%)

※清原地区の4小学校は、基本構成は全て「意匠+校名」で植物をモチーフにしている。  
また、清原中央小以外は市章もデザインに入っている。

### 2 新設小の校章作成にかかる基本的事項

#### (1) 具体的な作成時期

開校前の令和2年8月までに校章を作成する。

#### (2) 作成方法

校章の作成にかかる考え方やデザイン化の方向性などを整理し、美術専門家等にデザインの異なる複数の校章案の作成を依頼する。美術専門家等が作成した複数の校章案については、清原中央小児童・保護者等への投票を行い、投票結果を踏まえ教育委員会が校章を承認する。

⇒【理由】 校章への思いや願いなどの作成者側の意図を確保しつつ、作品（デザイン）としての質の確保もできるほか、児童や保護者等が作成に携わることで、愛着、親しみのある校章となることが期待できる。

#### <具体的作成手順>

- ①校歌・校章作成ワーキンググループで「校章作成コンセプト」を検討
- ②清原地区新設小学校開校準備委員会で「校章作成コンセプト」にかかる意見聴取
- ③美術専門家等にデザインが異なる複数の校章案の作成を依頼
- ④校歌・校章作成ワーキンググループで複数の校章案のデザインを確認・修正依頼
- ⑤複数の校章案について、清原中央小の児童・保護者・地域住民等を対象に投票を実施
- ⑥投票結果を踏まえ、教育委員会が校章を承認

### 3 新設小の校章作成コンセプト（案）

#### (1) 基本的な考え方

- ・ 新しい小学校のシンボル（象徴）として、学校への愛着、親しみ、誇りなどを持つことができ、長きに渡って親しまれるような校章とする。
- ・ ゆいの杜の名前や教育目標に関連するデザインとし、学校が判別できるようデザインに学校名を入れる。（※デザインに市章を含めるかについては、美術専門家等に一任する。）
- ・ 大きさが変わっても見やすいなど、汎用性が高く利用しやすいデザインとする。
- ・ 使用する色は4色程度とし、グラデーションは使用しない。また、単色で表現してもイメージや安定感が損なわれないものとする。
- ・ 意匠権、商標権、著作権等の権利を侵害しないものとする。

## (2) 校章案のデザインの方向性

下記3パターンのデザインの校章案の作成を美術専門家等に依頼する。

### 作成を依頼する3パターンの校章案のデザイン(案)

※特に開校準備委員会で意見を伺うもの

**校章案①(植物関連のデザイン)**…例) 清原中央小 ほか

⇒ 『杜(自然豊かな地域)』がイメージできるよう、校庭の植栽で一番多く近隣の「テ  
クノさくら公園」にちなんだ植物として『桜』を主たるデザインとする校章案

**校章案②(オリジナリティあるデザイン)**…例) 上戸祭小

⇒ 『結(相互の助け合い、結びなど)』や教育目標である『豊かなかかわり』などを具  
現化・イメージ化したものを主たるデザインとする校章案

**校章案③(①と②の双方を取り入れたデザイン)**…例) 西が岡小

⇒ 桜などの植物の『杜』と『結』のイメージの双方を取り入れたデザインの校章案

## (3) 依頼する美術専門家等

文星芸術大学(デザイン専攻)

※ 学生がデザインし、大学教員等が補作するなどし、3つの校章案を作成する。

⇒【理由】

- ・ 市内で唯一デザインの専門学科がある大学であり、実践的なデザイン課題を通して実際に運用できる成果物の提案の研究を行っているなど、質の高い校章案のデザインが期待できる。
- ・ これまでも当大学と市で様々な連携事業を実施しており、デザインの補作等に市教育委員会も深く関わるなど、当大学と市教育委員会が連携を図りながら校章案を作成することができる。
- ・ デザインが異なる3つの校章案を作成することに伴い作成費用も高額になることが考えられるが、民間会社や著名な専門家と比べて、比較的費用が抑えられる。

## (4) 校章案の投票の実施

ア 対 象 : 清原中央小学校の関係者(児童・保護者、地域住民等)

イ 期 間 : 令和2年6月頃予定(1か月間程度)

ウ 周知方法 : 児童・保護者、自治会への投票用紙の配付・回覧

エ 投票内容 : デザインの異なる3つの校章案の中から1つの校章案を投票

## 4 主なスケジュール(予定) ※別紙「校歌・校章作成スケジュール」参照

令和2年 3月 校章作成コンセプトの決定

4月～ 3パターンのデザインの校章案を作成(美術専門家等への依頼)

6月頃 校章案の投票

8月 校章の承認【教育委員会】

## 新設小学校の校歌の作成コンセプトについて

### 1 校歌とは

- ・ 校歌とは、学校を代表する歌であり、主に学校行事の際に歌われる。
- ・ 校歌は、学校の設置要件ではなく、作成にかかる根拠法令等もないが、児童・保護者等の帰属意識や連帯感を高めるため、慣習的にほとんどの学校で作成されている。
- ・ 校歌の曲や歌詞は、作成した時代、作成者によって様々だが、主に学校周辺の自然・地名・歴史などの情景や、教育目標・未来への願い、校名などを歌詞に織り込まれることが多い。

#### 【参考】市立小学校の校歌構成 対象：48校

番構成		歌詞（文字数）		歌詞（構成）		校名含む
2番	6校(12.5%)	7-5調	22校(45.8%)	(全番共通)	39校	
		5-7調	5校(10.4%)	情景-目標・願い	(81.3%)	
3番	42校(87.5%)	その他	21校(43.8%)	(前番)情景	9校	
				(後番)目標・願い	(18.8%)	

※清原地区の4小学校は全て3番構成、歌詞文字数は3校が7-5調となっている。

### 2 新設小の校歌作成にかかる基本的事項

#### (1) 具体的な作成時期

開校前の令和3年2月頃を目途に作成する。ただし、実際の使用は、開校後とする。

#### (2) 作成方法

校歌の作成にかかる考え方や歌詞や曲の方向性などを整理し、校歌の歌詞に盛り込みたいキーワードを清原中央小の児童・保護者等から募集する。校歌の作詞・作曲は、作成の考え方やキーワード募集結果を添えて、音楽専門家等に依頼し、教育委員会で校歌を承認する。

⇒【理由】校歌への思いや願いなどの作成者側の意図を確保しつつ、作品（学曲）としての質の確保もできるほか、児童や保護者等が作成に携わることで、愛着、親しみのある校歌となることが期待できる。

#### <具体的作成手順>

- ①校歌・校章作成ワーキンググループで「校歌作成コンセプト」を検討
- ②清原地区新設小学校開校準備委員会で「校歌作成コンセプト」にかかる意見聴取
- ③歌詞に盛り込みたいキーワードを清原中央小の児童・保護者等から募集
- ④校歌・校章作成ワーキンググループで応募があった歌詞キーワードの選定等
- ⑤音楽専門家等に作詞・作曲を依頼
- ⑥校歌・校章作成ワーキングで作成された校歌を確認
- ⑦開校準備委員会で意見聴取した上で、教育委員会が校歌を承認

### 3 新設小の校歌作成コンセプト（案）

#### (1) 基本的な考え方

- ・ 新しい小学校のシンボル（象徴）として、学校への愛着、親しみ、誇りなどを持つことができ、長きに渡って親しまれるような校歌とする。
- ・ 児童が歌いやすい、ピアノ等で弾きやすい、明るく希望があふれるような曲調とする。
- ・ 自校への愛校心を培ったり学校生活が思い出として深く心に残されるよう「学校周辺の自然・地名・歴史などの情景や、教育目標・未来への願い」を歌詞の基本構成とし、学校名を歌詞に盛り込むこととする。
- ・ 著作権等の権利を侵害しないものとする。

## (2) 校歌の構成の方向性

下記の校歌作成にかかる考え方を付して、音楽専門家等に作詞・作曲を一任する。

### 校歌作成にかかる考え方（案）

#### <歌詞構成>

- ・ 校歌の歌詞に盛り込みたいキーワードの募集結果を踏まえるとともに、新設小学校の教育目標や先に完成する校章を考慮しながら作詞する。
- ・ 2番構成か3番構成かについては作詞を行う中で検討していく。
- ・ 歌詞の文字数は、耳で聞いても心地よく、歌いやすいという特徴がある7-5調あるいは5-7調をベースとする。（7-5調は優しく優雅な感じを与え、5-7調は素朴で力強い感じを与えるなどの特徴がある。）

#### <曲構成>

- ・ 音域は、小学校低学年でも歌いやすい音域とする。（ド～レ（C1～D2）程度など）
- ・ 曲調は、児童の歌いやすさや演奏のしやすさを考慮する。（校歌はハ長調とヘ長調、ト長調であることが多い）
- ・ 拍子は歌いやすさや指揮のしやすさを考慮する。（4拍子など）
- ・ 小節は適当な曲の長さを考え、16小節程度とする。

## (3) 歌詞に盛り込みたいキーワードの募集

- ア 対 象 : 清原中央小学校の関係者（児童・保護者、地域住民等）  
イ 期 間 : 令和2年6月頃予定（1か月間程度）  
ウ 周知方法 : 児童・保護者、自治会への募集要項の配付・回覧  
エ 募集内容 : 校歌の歌詞に盛り込みたいキーワードをカテゴリごと募集  
<キーワードの主なカテゴリ>  
・ 学校周辺の自然・地名・歴史などの情景  
・ 教育目標・未来への願い など

## (4) 依頼する音楽専門家等

宇都宮市にゆかりがあり、過去に作曲の実績を行っている方に依頼する。

⇒【理由】 宇都宮市にゆかりがあることで新設小学校のイメージも湧きやすく、音楽専門家等が本市への思いを込めながら作詞・作曲を行うことで、長きに渡って親しまれる質の高い校歌が期待できる。

## 4 主なスケジュール（予定） ※別紙「校歌・校章作成スケジュール」参照

- |      |     |                      |
|------|-----|----------------------|
| 令和2年 | 5月  | 校歌作成コンセプトの決定         |
|      | 6月頃 | 校歌の歌詞キーワードの募集        |
|      | 9月～ | 校歌の作詞・作曲（音楽専門家等への依頼） |
| 令和3年 | 2月  | 校歌の承認【教育委員会】         |

